

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者の名称	世羅町
事業者の所在地	広島県世羅郡世羅町大字西上原 1 2 3 番地 1
代表者名	奥田 正和
電話番号	0 8 4 7 - 2 2 - 1 1 1 1
指定年月日及び指定番号	平成 18 年 4 月 1 日 3 4 0 4 2 0 0 0 1 0

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	世羅町地域包括支援センター
所在地	広島県世羅郡世羅町大字本郷 9 4 7 番地
連絡先	TEL : 0 8 4 7 - 2 5 - 0 0 7 2 FAX : 0 8 4 7 - 2 5 - 0 0 7 0
管理者	栗原 弘美
営業日	月曜日 ～ 金曜日 ただし国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで
サービス提供実施地域	世羅町全域

(2) 事業の目的及び運営方針

① 事業の目的

事業所の職員が要支援状態にある高齢者等に対し、適正な介護支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とします。

② 運営の方針

ア 利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を、当該利用者の依頼を受けて、介護予防サービス・支援計画（以下「ケアプラン」という。）を作成し、当該ケアプランに基づき、多様な事業者から、利用者の選択により総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

イ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービスが、特定の種類又は特定の指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

ウ 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

エ 事業の運営に当たっては、関係市町村、保健所、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体等との綿密な連携を図るものとします。

(3) 事業所の職員体制

職 種	人 員 数	職 務 内 容
管理者	1 名	事業所の従事者の管理及び業務管理
主任介護支援専門員	1 名	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供
介護支援専門員	3 名	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供

3 利用料金

介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行った場合に加算されます。	4,420 円／月
初回加算	新規に利用する月に加算されます。	3,000 円／月

※高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未実施減算（令和 7 年 4 月 1 日より適用）に該当する場合には、介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費より 100 分の 1 の減算となります。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、介護保険から全額給付されるため利用料の自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合は全額自己負担となります。その際はサービス提供証明書を発行しますので、後日、サービス提供証明書を添えて、町の窓口で払い戻しの申請を行ってください。

4 契約の終了、更新、解約等について

契約の有効期間については、要支援認定等の有効期間の満了日で終了することとなります。

ただし、契約期間満了日の 10 日前までに、利用者から契約終了の申し出がないときには、この期間は、更に次の要支援認定の有効期間の満了日まで延長するものとし、その後において期間満了したときも、同様とします。

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する 10 日前までにお申し出いただければ解約することができます。また、事業者が正当な理由がなく、介護保険法の関係法令等を遵守せずに介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を怠ったときにはこの契約を解除することができます。

以下の場合、双方の申し出がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が事業対象者に該当しなくなった場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 利用者が要介護認定を受けられた場合
- ・ 利用者が介護保険施設等へ入所・入院・入居された場合
- ・ 利用者が地域包括支援センターを変更された場合

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 研修等を通じて、人権意識の向上や、対人援助に関する知識・技術の向上に努めます。

(2) 利用者が相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

- (3) 利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のために必要な措置を講じます。
- (4) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行いません。また、やむを得ず身体拘束を行う必要が生じた場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

6 相談・苦情対応窓口

- (1) サービスに関する相談や苦情については下記の窓口にて対応いたします。

事業所窓口	電話番号 (0847) 25-0072 F A X 番号 (0847) 25-0070 担当者 栗原 弘美 対応時間 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3を除く)
-------	--

- (2) 公的機関においても次の機関において苦情申出等ができます。

【市町村の窓口】 世羅町 福祉課 高齢者地域包括支援係	所在地 世羅郡世羅町大字本郷947番地 電話番号 0847-25-0072 F A X 番号 0847-25-0070 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3を除く)
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3を除く)

7 事故発生時の対応

事業者が利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業者が利用者に対して行った介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者又はその家族の原因により発生した事故については、この限りではありません。

8 秘密の保持と個人情報の保護

事業者及び担当者は、業務上知り得た利用者及び利用者の家族に関する秘密及び個人情報について、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後並びに当事業者職員の退職後においても第三者に漏らすことはありません。

また、サービス担当者会議等において個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書にて同意を得ます。

9 記録の保存

事業者は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する記録を整備し、

2年間保管します。

10 留意事項について

- (1) 利用者は、担当者に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることやケアプランに位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間等）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者へお知らせください。
- (3) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携を行う必要がありますので、病院等には担当者の名前や連絡先を伝えてください。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の口腔機能や服薬状況、訪問の際に担当者自身が把握した利用者の状態、心身又は生活の状況に係る情報等のうち必要と認めるものを利用者の同意を得て、主治の医師や歯科医師又は薬剤師に必要な情報伝達を行う場合があります。

＜説明確認欄＞

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 広島県世羅郡世羅町大字

氏 名 _____ 印 _____

代理人 住 所

氏 名 _____ 印 _____

利用者との関係

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項の説明をしました。

事業者 所在地 広島県世羅郡世羅町大字西上原123番地1

事業者名 世羅町

代表者名 世羅町長 奥 田 正 和 印

説明者